

GRACE News Letter

Legal professional corporation

2016.09 vol.

33

CONTENTS

●労働法コラム	賃金(2)	弁護士 大武英司
●知的財産権コラム	商標の登録要件	弁護士 森田博貴
●家事コラム	遺産分割の諸問題⑥～実際の遺産分割協議の進め方①～	弁護士 茂木佑介
●グレイス・ニュース	セミナー開催のお知らせ/事故専門部からのお知らせ	
●事務員コラム	グレイスのご紹介編「事故専門部の業務内容のご紹介」	事務員 河野純子

TOPICS ☆ 労働法コラム

第6回 賃金(2)



弁護士
大武 英司

前回のコラムでは、「賃金」を支払うべき対象者である「労働者」とは何かについて言及させていただきましたが、今回は「賃金」の問題について触れさせていただきます。

労働基準法11条によれば、賃金とは、「賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう」とされています。およそ労働の対償（対価）として使用者が労働者に支払うものであれば賃金としての性質を有するという点がポイントです。

ここで、賃金についてよくある事例につき、是非ご確認いただきたい点を2点質疑応答の形でご説明いたします。

Q1：労働者が会社に損害を与えたので、その損害分を控除して賃金を支払いましたが、問題がありますか？

A：使用者は労働者に対して、賃金を直接支払わなければならぬ（直接払いの原則）と同時に、支払時期に賃金全額を支払わなければなりません（全額払いの原則）。

例えば、労働者が会社所有の機械を故意に破損させた場合、会社には当然労働者に対して損害賠償請求権が発生します。しかしながら、だからといってその損害を賃金から控除して支給することは許されません。これを適法に行うためには、一旦は全額賃金を支払つたうえで、労働者の側から任意に損害賠償をした場合

にそれを受け取ることができます。これは、非常によく起り得る事例です。

なお、労働者が欠勤や遅刻等をした場合には、そもそも労働者に賃金請求権は発生していないので、違法な控除にはなりません。

Q2：つい最近従業員が辞めたが、賞与については支給日に在籍していなかったので支払いません。問題がありますか？

A：賞与については、就業規則等で、支給日当日に在籍していることを支給の要件とする「支給日在籍要件」が定められていることがあります。この要件を定めた就業規則が有効だろうかという点がここでの問題となります（就業規則等に定めがあることが前提です）。

この点について、賞与が当期の考課査定の評価と以後の精勤への期待を目的とする一面があることから、支給日に在籍していない者を不支給扱いにすることについても合理性が認められ、直ちに就業規則が無効とはなりません。

もっとも、例えば、いわゆるリストラの場合のように、使用者が労働契約の終了日を一方的に決定できるときに、支給日在籍要件を利用して不払いとすることは信義に反するものとして認められません。

賃金をめぐる問題は実に多岐にわたります。ご不明な点がありましたら、是非当事務所までお問い合わせください。

第11回 商標の登録要件

弁護士
森田 博貴



1 今月のテーマ

今月は、商標の登録要件についてお話をさせていただきます。商標は、特許庁への出願・審査・登録によってはじめて排他的使用権（商標権）が認められますが、この「審査」の段階で、商標の登録要件が充たされているかが判断されます。

2 商標登録の要件

(1) 商標登録の要件は、商標法3条に規定されています。3条1項は、簡単にご説明すれば、下記に定めるものについては、商標の登録を受けられないことを規定しております。

記

- 一 普通名称を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 二 慣用商標
- 三 産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、形狀等を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 四 ありふれた氏または名称を、普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標
- 五 極めて簡単で、かつ、ありふれた標章のみから成る商標
- 六 一～五の他、当該商標が、誰の提供する商品もしくは役務（サービス）か分からぬもの

(2) このうち1号が示す「普通名称」とは、取引業界において、その商品又は役務の一般的な名称であると認識されるに至っているものをいいます。また、「普通に用いられる方法」とは、その書体や全体の構成等が特殊な態様でないものをいいます。

（例）指定商品「アルミニウム」に使用する商標として「アルミニウム」または「アルミ」を出願した場合

(3) 2号の慣用商標とは、もともとは他人の商品（役務）と区別することができる商標であったものが、同種類の商品又は役務について、同業者間で普通に使用されるようになったため、もはや自己の商品又は役務と他人の商品

又は役務とを区別することができなくなった商標のことをいいます。

（例）指定商品「清酒」に使用する商標として「正宗」を出願した場合

(4) 3号はそのままです。土地の名前や品質等を普通に説明するだけの商標はありふれたものとして他と識別力がなく、一定の者に独占させて他者の利用を制限することが社会的弊害となるため、商標の登録が認められません。

（例）商品の産地、販売地…指定商品「菓子」に使用する商標として「東京」を出願した場合

（例）商品の品質…指定商品「シャツ」に使用する商標として「特別仕立」を出願した場合

(5) 4号が示す「ありふれた氏又は名称」とは、例えば、電話帳において同種のものが多数存在するものをいいます。また、「ありふれた氏」に「株式会社」「商店」などを結合したものは「ありふれた名称」に含まれます。

（例）山田、スズキ、WATANABE、田中屋、佐藤商店

(6) 5号は、たとえば、仮名文字の1字や、数字、ありふれた輪郭（○、△、□等）、あるいは、ローマ字（AからZ）の1字又は2字のみから成る場合をいいます。

(7) 6号は、識別力なき商標の包括規定です。すなわち、前記1～5号に該当しなくとも、当該標章が、自己の商品（役務）と他者の商品（役務）とを類型的に区別し得ないと判断される場合には、この6号の適用により商標登録が拒絶されることとなります。

（例）地模様（例えば、模様的なものの連続反復）のみからなるもの、標語（キャッチフレーズ）、現元号

3 例外～使用実績～

上記1～6号に該当する商標であっても、使用された結果、需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、登録を受けることができます（商標法3条2項）。

登録された事例としては、指定商品「メロン」について「夕張メロン」などがあります。

家事コラム

第7回
遺産分割の諸問題⑥
～実際の遺産分割協議の進め方①～

弁護士
茂木 佑介



さて、これまで複数回にわたり、「遺産分割の諸問題」と題して、遺産分割手続が問題となった際、特に頻繁に問題となる点について理論的な部分を説明させていただきました。しかし、実際に理論的な部分のみでは、いざ遺産分割の問題が発生したとしてもどのように進めて良いのか、どのぐらいの時間をするのか等については全く分かりません。今回からは、実際の遺産分割手続の進め方について、当職が普段業務に当たっている中で感じていることや、実際の感覚についてお話をさせていただきます。

まず、相続が開始した際に最初にすべきことは、相続人を確定することです。実際にどなたが協議の当事者となるのかが明らかとならなければ、どなたと協議を進めれば良いかも分かりません。

例えば、親が亡くなり、相続人が子である兄弟のみという場合は比較的簡単に相続人がどなたか定まります。しかし、被相続人が再婚されていた場合や、養子縁組が為されていた場合、子ではなく兄弟姉妹や甥姪が相続人となってくる場合は、相続人が数十名に及ぶことや、行方不明者が多数でてくる場合も珍しくありません。そのような場合は、戸籍や住民票を一つずつ取り寄せながら、いわばパズルのように正確な相続関係図を作り上げていく必要があり、時には相続関係図を完成させるのに数か月程度要する場合もあります。

また、相続人の確定と並行して、分割の対象となる遺産の全体像を確定していく必要があります。もちろん、自分以外の相続人が管理しており、全く見当もつかないという場合もあります。それでも、金融資産については金融機関の取引履歴や保険証券を取り寄せ、不動産については名寄帳（所有不動産の一覧が記載されたもの）を取得し、その上で登記を取得することなどによって少しづつ遺産の全体像を特定していくことになります。遺産に漏れがあると、せっかく苦労して遺産分割協議が成立したとしても、

新しい遺産が発覚した際に再び大変な協議を繰り返さなければいけない場合もあるので要注意です。

相続人と遺産の範囲が確定すれば、後はその分割方法について協議を開始していくことになります。当事者間の話合いで協議がまとまるのが一番ですが、当事者同士の場合、どうしても感情的な対立が激しく、協議が思うように進まないこともあります。そのような場合は早い段階で弁護士を介入させることで、冷静に遺産分割を進めていくけるような状況を作っていくことが不可欠です。

協議を開始すると、一方が遺産に含まれると思っていたものに対して、他方が遺産には含まれないと反論してくる場合があります。また、既に当コラムでも取り上げた特別受益や寄与分についても各当事者から主張されることになるでしょう。弁護士は、そのような各当事者の様々な主張を一つずつ取り上げながら、時に法的根拠や証拠に基づき、時には感情的な対立を解きほぐしながら譲り合える点を探り、落としどころを見つけ、最終的に遺産分割協議書に全当事者から署名捺印を取り付けていきます。

遺産分割協議は、関係人や協議すべき事項も多く、当事者間での解決が困難になる場合も多いです。遺産分割協議を始めたい方は、遺産分割協議を多数扱っている当事務所にご相談ください。



\ 法人・事業主向け /

セミナー開催のお知らせ

3回で全て分かる!

労務対策徹底強化セミナー

最終回は11月の開催です。お誘い合いのうえ奮ってご参加くださいませ。

第3回

「ハラスメント～会社を悩ます社員への対策～」

開催日時 11月17日(木) 18:30～20:30 講師 戸田 晃輔(当事務所弁護士)

会場：ソラリア西鉄ホテル鹿児島7F「HIMAWARI」 参加費：10,000円 顧問先様は参加費無料!!

参加ご希望の場合は、FAX(099-822-0765)でお申込みいただか、セミナー担当：宮原までご連絡いただければ幸いです。また、セミナーの内容等は変更になることもあります。予めご了承ください。

参加申込・お問合せ

099-822-0764

(セミナー担当：宮原)

メールフォーム

<http://www.kotegawa-law.com/contact/>

\事故専門部からのお知らせ/

ホームページ
続々更新中！大切な方を交通事故で亡くされた方のために、事故後の注意点について解説させていただきました。
WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/580/>事務員コラム
グレイスのご紹介編

事務員 河野 純子

今月号の事務員コラムでは、私が所属する事故専門部の業務についてご紹介します。

グレイス紹介
事故専門部の業務内容

事故専門部では、交通事故のみならず、建築現場や医療現場での事故など、様々な「事故」と名がつくご相談について多岐にわたり対応しております。

【業務内容について】例）交通事故の場合

●お客様が事故によりケガをされたという場合

⇒ 適切な内容で適切な期間、治療が受けられるように保険会社や病院と交渉をおこないます

●治療の結果、残念ながら後遺症が残った場合

⇒ 後遺障害等級認定のための諸々の立証活動をおこないます

●加害者側の保険会社等と賠償金額の話がまとまらないという場合

⇒ 示談交渉・裁判により解決へ導きます



専用の部屋を準備しております。



弁護士は勿論、事務員も、保険論や賠償金の計算方法、医学・福祉について精通しなければならないため、切磋琢磨しながら研鑽を積む毎日です。

DATA
弁護士法人グレイス 事故専門部
WEB <http://www.kagoshima-kotsujiko.com/>

FAXでも法律相談のご予約を承っております。お気軽にご連絡ください

下記の必要事項をご明記の上、FAX番号099-822-0765までお送りください。折り返し、担当者よりご連絡を差し上げます。

貴社名：

ご相談希望日：

ご担当者名：

ご相談内容：

ご連絡先TEL：

全ては依頼者の最大の利益の為に
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。法律相談のご予約はこちら!
新規予約専用ダイヤル

0120-100-129

受付時間：全日9:00～21:30
※緊急案件については土日でもご対応できる場合があります